



注目 1

## 新型コロナウイルスワクチン関連情報 オミクロン株(BA.1型)対応ワクチンの接種開始

健康づくり課新型コロナウイルスワクチン接種担当 (☎ 590-7355)  
北本市コロナワクチンコールセンター (☎ 0120-152-187)

12歳以上で1・2回目の接種が完了している人は、オミクロン株(BA.1型)対応ワクチンを1人につき1回接種できます。ただし、ワクチン供給量の関係から、当面は4回目接種の対象者(※)で、まだ接種していない人から実施していきます。最新情報は厚生労働省ホームページや市ホームページ等をご覧ください。

※① 60歳以上の人、② 18～59歳で、基礎疾患等該当者または医療従事者および高齢者施設等従事者

### 接種券の取扱い

1・2回目の接種が完了している人	4回目接種券をお持ちの人 お手元の接種券で、オミクロン株対応ワクチンが接種できます。
3回目接種券をお持ちの人	お手元の接種券で、オミクロン株対応ワクチンが接種できます。ただし、オミクロン株対応ワクチンは、まずは4回目接種の対象者から実施します。3回目接種となる人のオミクロン株対応ワクチンの接種開始時期は、市ホームページや予約サイトのトップページ等でご確認ください。
接種券(3回目または4回目)をお持ちでない人※1	10月中旬以降、順次、接種の対象となる時期に市から接種券を送付します。ただし、以下に該当する人は、接種券の(再)発行申請が必要です。該当する場合は市へご連絡ください。 ・最後の接種回数を接種した後に北本市へ転入した人 ・接種券を紛失・破損した人
従来ワクチンで4回目を接種済みの人※2	

1・2回目を接種していない人  
オミクロン株対応ワクチンを接種できるのは、2回目までの接種が完了している12歳以上の人です。市では1・2回目接種を引き続き実施していますので、この機会に接種をご検討ください。

※1 これまで4回目接種の対象外であった12～59歳の人にも接種券をお送りします  
※2 従来型ワクチンで4回目を接種済みの人も、新しい接種券でオミクロン株(BA.1型)対応ワクチンを接種できます

### インフルエンザワクチンと同時接種できるように

7月22日の国の審議会で議論された結果、新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンは、同時接種の実施が可能になりました。なお、インフルエンザワクチン以外のワクチンを接種する場合は、片方のワクチンを受けてから2週間以上接種間隔をあけてください。

注目 2

## 自社製品をふるさと納税返礼品として提供したい事業者の皆さんへ ふるさと納税返礼品事業者説明会

北本市はふるさと納税寄付額が埼玉県内で2年連続1位！自社製品をふるさと納税返礼品としてPRしませんか？新規に北本市ふるさと納税返礼品への参加を希望する事業者の皆さんへ、制度の仕組みやメリットについて説明します。



時 10月17日(月) 18:00～19:30 ※説明会の後は20:00まで個別相談会  
場 市役所 定 20人(入退室自由) 問 市長公室シティプロモーション・広報担当 (☎ 511-9119)

注目 3

## 10月1日から 北本市子どもの権利に関する条例が施行

子育て支援課児童相談担当 (☎ 511-7702)、人権推進課人権推進・男女共同参画担当 (☎ 594-5506)

### 『北本市子どもの権利に関する条例』とは

全ての子ども(※)が幸せな生活を送ることができる社会の実現を目的に、①子どもの権利の内容を4つに分けて明らかにし、②子どもの権利を守るための仕組みについて定めた条例です。

※…18歳未満の人および学校等に通う18歳の人

#### ①子どもの権利の内容

子どもは次の権利を有しており、その権利は成長・発達していくために大切な子どもの権利として保障されます。



<b>安心して生きる権利</b> ①命が守られ、尊重される。 ②愛情・理解をもって育てられる。 ③あらゆる差別や不当な扱いを受けない。 ④あらゆる身体的、精神的な暴力を受けないまたは放置されない。 ⑤健康に配慮がなされ、適切な医療が受けられる。 ⑥平和・安全な環境の下で生活できる。 ⑦困っていることや不安に思っていることについて相談できる。	<b>自分らしく育つ権利</b> ①個性が認められ人格が尊重される。 ②遊んだり、休んだりする。 ③年齢・理解の程度に応じて学ぶ。 ④芸術・文化・運動・自然に親しむ。 ⑤自らに関係することについて、必要な助言や情報の提供など ⑥地域や社会の活動に参加する。 ⑦安心して過ごすことができる居場所が確保される。 の援助を受け、年齢・発達に応じて自分で決めることができる。
<b>守られる権利</b> ①あらゆる権利侵害から逃れられる。 ②あらゆる搾取から守られる。 ③子どもであることを理由に不当な扱いを受けない。 ④自らの意思や考えが尊重される。 ⑤自らに関する情報が不当に収集され、利用されない。 ⑥誇りを傷つけられない。	<b>参加する権利</b> ①自らの意見を表明することができ、その年齢・発達に応じてその意見が尊重される。 ②自らの意見を表明するために必要な助言や情報の提供などの援助を受けることができる。 ③仲間をつくり、集まる。

#### ②子どもの権利を守るための仕組み

1. 市・保護者・子ども関係施設・市民の役割を定め、子どもの権利を保障します(詳細は市ホームページへ)

<b>市</b> 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて、これを保障します。	<b>保護者</b> 保護者は、その養育する子どもの養育・発達について第一義的責任を有していることを認識し、養育する子どもの権利を保障します。	<b>子ども関係施設</b> 子ども関係施設の設置者と管理者は、その子ども関係施設において子どもの権利を保障します。	<b>市民</b> 市民は、家庭、子ども関係施設、地域の中で相互に連携・協力し、子どもの権利を保障します。
--	--	---	--

2. 子どもの権利に関する相談や救済等の申立てができます  
市内在住・在勤・在学等の子どもの権利に関して、相談や救済等の申立てができます。子どもから大人まで、全ての人の相談を専門の相談員がお受けします。



**子どもの権利の相談・救済等窓口【10月3日(月)開始 ※専用フォームは10月1日(土)開始】**

相談方法	面談、電話、手紙、市ホームページの専用フォーム▶	相談先	〒364-8633 北本市役所人権推進課 (☎ 590-5011、0120-087-456 ※子ども専用)
相談受付時間	平日 10:30～18:00 ※17:15以降の面談は予約制		

きたもと子どもの権利の日 11月20日(日) 14:00～ 場 市役所  
内 子どもの権利に関する講演、条例の説明  
費 無料 申 不要